

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ 国民健康保険・後期高齢者医療保険料減免のお知らせ

申込 問 住民福祉課 国保年金係 ☎ 62-9111

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が次のいずれかに該当する場合、減免の対象となります。

●死亡または重篤な傷病を負った場合

【減免額】 保険料全額免除

●収入が減少し、以下の①～③すべてに該当する場合

- ① 事業・給与・不動産または山林収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みである
- ② 前年の所得の合計額が1,000万円以下である
- ③ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である

【減免額】 $A \times B \div C \times$ 減免割合

A：該当世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C：被保険者の属する世帯の、主たる生計維持者および当該世帯に属するすべての被保険者の前年の合計所得額

前年の合計所得	減免割合
300万円以下	対象保険料の全額
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

※事業の廃止や失業の場合は、前年の合計所得金額に関わらず、全額免除になります。

※非自発的失業者の保険料軽減制度の対象となるものについては、非自発的失業者の保険料軽減制度による減額が適用されます。

【減免の対象となる保険料】

- ・令和3年度分保険料
- ・令和2年度末に被保険者の資格取得したこと等により、令和3年4月以降に普通徴収の納期限が到来する保険料（令和2年度相当分保険料）

【申請期限】

- ・令和3年度分保険料：令和4年3月31日まで
- ・令和2年度相当分保険料：（国保）令和4年3月31日まで・（後期高齢）その納期限まで

年金
だより

国民年金保険料免除制度があります

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111 / 岡谷年金事務所 ☎23-3661

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合に、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。

保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金や不測の事態が生じたときに障害基礎年金や遺族基礎年金を受けることができない場合がありますので、お早めに申請してください。

●令和3年度分（令和3年7月分から令和4年6月分まで）免除申請

【受付開始】 7月1日（木）から

【受付窓口】 住民福祉課 国保年金係（役場1階②番窓口）または岡谷年金事務所

【申請手続きに必要なもの】

- ・年金手帳またはマイナンバーカード
- ・失業を理由とするときは、失業したことを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票 など）



※申請は原則として毎年度必要です。

※申請時点から2年1ヵ月前の月分までさかのぼって免除申請ができます。（すでに納付済の月を除く）

※「マイナンバー通知カード」で申請の場合は、本人確認のため運転免許証等も持参してください。